

卒業の認定に関する方針

兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院学則

第 24 条 学院長は、兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院教員会の議を経て、当該学年の過程を履修した学生を進級させ、第 8 条に定める学科過程を履修した学生の卒業を認定する。(別表 1)

兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院学則細則

- 第 5 条 (1) 当該学年の総授業時間数の 1/3 以上欠席した学生は進級または卒業できない。
- (2) 各学年の修得科目のうち、3 科目以上未修得は留年とする。
未修得の科目が 1 科目ないし 2 科目の者は進級・卒業審議において就学状況の全般を含め総合的に判断の上、留年もしくは進級・卒業保留とする。
なお、進級・卒業保留者は課題の克服により修得とみなし、保留を解除することができる。
- (3) 課題克服の期日は、1・2 年生は当該学年の 3 月末日、3 年生は教員会の定める期日までとする。